

## 平成28年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

国土交通省 最終的な調整結果

管理番号

264

提案区分

B 地方に対する規制緩和

提案分野

土地利用(農地除く)

## 提案事項(事項名)

駐車場出入口設置に係る規制緩和

## 提案団体

指定都市市長会

## 制度の所管・関係府省

警察庁、国土交通省

## 求める措置の具体的内容

駐車場出入口設置に係る規制緩和

## 具体的な支障事例

駐車場法及び同法施行令において技術的基準として義務付けられている路外駐車場の出入口の配置等については「交差点の側端又はそこから五メートル以内の部分」のうち一定のものについて適用が除外されている(令第7条第2項)一方、安全対策上同等の規制で十分と思われる「道路のまがりかどから五メートル以内の部分」については同様の適用除外がなされていないため、最適でない又はより不適切な位置への設置に至るケースが生じかねない状態にあったり、出入口設置に多額の費用がかかるケースも想定される。

(構成市の具体例)

駅前の繁華街等、大通りに面している地域では、裏口のまがり角に駐車場の出入口を設置した方が、交通渋滞の防止や安全な通行の観点から望ましいケースがある。

## 制度改正による効果(提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等)

駐車場の出入口設置場所の選択肢が増えるため、より安全・円滑な道路交通実現に資する。

## 根拠法令等

駐車場法施行令第7条第2項

## 追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)

新宿区

○本市に提出される路外駐車場設置届出の中には技術的基準を遵守するため、出入口の位置について適切とは思われない計画が散見される。状況によっては、適用除外とした方が合理的と考えられるケースもある。

○繁華街、商店街、幹線道路に囲まれたエリア等における駐車場の出入口位置は、現行法に基づくと安全面から望ましい位置に設置できないことがある。安全面を考慮しつつ、利便性等を向上させるため、規制、基準の緩和を望む。

## 各府省からの第1次回答

指定都市市長会から示された仙台市の事例については、交通の危険を生じさせるおそれのある道路のまがり

かどから5メートル以内の部分ではない直線道路の部分に出入口を設置することが可能であると考えられるため、現在、内閣府を通じて指定都市市長会に対し、詳細を確認中である。

なお、「道路のまがりかどから5メートル以内の部分」については、大臣認定の対象に含めていない理由は以下のとおりである。

- ① まがりかどについては、一般的に見通しが悪いことから、そのような場所に路外駐車場の出入口が設置された場合は、入庫しようとする車両及びその対向車がそれぞれの存在を認識できずに危険な錯綜が発生するおそれがあること
- ② 道路のまがりかどから5メートル以内の部分については駐停車を行うことが禁止されているところ、駐車場の出入口は一般的に順番待ち等の車両が滞留しやすいことから、通常想定されない対向車線にはみ出して通行する車両との衝突事故等が発生する危険性が高まるおそれがあること
- ③ 駐車場法の技術的基準が適用される駐車場(駐車のために供する面積が500㎡以上)においては、一般的には、道路のまがりかどから5メートル以内の部分以外の直線道路の部分に出入口を設置することが可能であると考えられること
- ④ 路外駐車場の出入口の設置が可能となる幅員6メートル以上の道路においては、そもそもまがりかどが存在するケースが少ないこと

#### 各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解

まがりかどについては、道路状況がどのような場合(一方通行で車両同士の危険な錯綜が生じにくい場合等)であったとしても、駐車場出入口の設置がカテゴリカルに排除される仕組みになっており、駐車場法施行令第7条第2項で規定されている交差点と同じように適用除外の特例が認められるように改めるべきと考える。

貴省第1次回答で示された理由①・②はあくまでも可能性であり、国土交通大臣が道路の円滑かつ安全な交通の確保に支障があると判断した場合、設置を認めなければ解決するものである。

理由③については、現在、制限規定の適用が除外される可能性がある交差点の側端又はそこから5メートル以内の道路の部分に関しても、駐車場法の技術的基準が適用される駐車場(駐車のために供する面積が500㎡以上)においては、一般的には、交差点の側端又はそこから5メートル以内の部分以外の直線道路の部分に出入口を設置することが可能であると考えられ、まがりかどに出入口を設置できない理由にはあたらない。

理由④については、当方としてはまがりかどがどれほど存在するのかデータを持ち合わせていない。しかしながら、仮に少数であったとしても、必要な対策を講じることを前提として、そこに出入口を設置した方が、より交通渋滞の防止や安全な交通の確保に繋がるのであれば、設置を認めるべきであり、ケースが少ないからという理由で検討対象から除外すべきではないと考える。

#### 各府省からの第1次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解

##### 【新宿区】

国土交通省、警察庁の見解のとおり、事故の防止、安全性の確保が前提となることは理解しております。

新宿区として具体的な事例はありませんが、区内の繁華街、商店街などでも、支障事例と同様のケースが発生することが考えられることから、適用除外について要望しました。

#### 全国知事会・全国市長会・全国町村会からの意見

##### 【全国市長会】

事実関係について提案団体との間で十分確認を行うべきである。

#### 提案募集検討専門部会からの主な再検討の視点(重点事項)

○交差点は、駐車場出入口について、例外的に国土交通大臣認定により設置が可能である。一方、まがりかどについては、道路状況がどのような場合(一方通行で車両同士の危険な錯綜が生じにくい場合等)であったとしても、駐車場出入口の設置がカテゴリカルに排除され、硬直的で過剰な規制の仕組みとなっている。国土交通大臣が個別に認めれば設置可能な交差点と同じように適用除外の特例が認められるように改めるべきではないか。

#### 各府省からの第2次回答

路外駐車場の出入口に関する規定のうち、まがりかどから5m以内における出入口の設置については、道路

の円滑かつ安全な交通が確保できると認められる場合には、柔軟な対応が可能となるよう規定の弾力化を検討する。

平成 28 年の地方からの提案等に関する対応方針(平成 28 年 12 月 20 日閣議決定)記載内容

6【国土交通省】

(7) 駐車場法(昭 32 法 106)

まがりかどから5m以内における路外駐車場の出入口の設置規制については、道路の円滑かつ安全な交通が確保できると認められる場合には、柔軟な対応が可能となるよう検討し、平成 29 年中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。

## 平成29年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

文部科学省 第2次回答

管理番号

311

提案区分

B 地方に対する規制緩和

提案分野

教育・文化

## 提案事項(事項名)

教育委員会から委任を受けた事務に関して教育長が行った処分に係る審査庁の明確化

## 提案団体

塩尻市

## 制度の所管・関係府省

文部科学省

## 求める措置の具体的内容

教育委員会が教育長に委任した事務の行政処分について、行政不服審査法の審査請求の審査庁を明確にする。

※改正案はその他欄記載

## 具体的な支障事例

## 【経過】

行政不服審査法(逐条解説)では、審査請求の審査庁となる上級行政庁とは「指揮監督権を有する行政庁」としているが、平成26年の地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部改正により、改正前の第17条「教育長は、教育委員会の指揮監督の下に・・・」の部分が削除され、改正後の第13条のとおり教育長は教育委員会の代表となった。このため、教育委員会が教育長に委任した事務の審査請求についての審査庁が不明確となっている。

一方で平成26年7月17日文部科学省初等中等教育長通知では「・・・教育長は教育委員会の意思決定に基づき事務をつかさどる立場にある・・・教育委員会の意思決定に反する事務執行を行うことはできない」としており、指揮監督権が残っているかのようにも解釈できる。

## 【支障事例】

教育委員会が教育長に委任した学校教育法施行令第8条の指定校変更許可や教育施設の使用許可申請等について、申請を棄却する際の行政不服審査法第82条の教示が困難になるなど業務に支障があり、処分を受けるまでは市民も審査庁が不明瞭な状態であるなど、国民のための行政救済制度が十分に機能していない。

また、教育長が審査庁となる場合、教育委員会が審査庁となる場合には不要の審理員指名等の事務が新たに発生するため、事務の効率化のための委任により別の事務が生じるという矛盾が生じる。

## 【全国の状況】

全国の教育委員会のHPを見ると、新教育長制度に移行しているにもかかわらず、教育長の処分の審査庁を教育委員会にしている例や教育長にしている例が見受けられ、同じ法律を根拠としながら統一されていない。

## 制度改正による効果（提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等）

地方教育行政についての行政救済制度が明確化され、国民、市民を救済するための行政不服審査法の趣旨である「簡易迅速かつ公正な手続の下で、広く行政庁に対する不服申し立てをすることができるための制度」が実現する。

なお、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第56条では、教育委員会が他行政庁に事務の委任をした場合の訴訟の代表についての定めがある。行政事件訴訟法と行政不服審査法は行政救済法という部分は同じであるため、考え方を同じにした方が国民、市民に分かりやすい仕組みとなる。

## 根拠法令等

地方教育行政の組織及び運営に関する法律第13条、25条、行政不服審査法第4条

## 追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例（主なもの）

豊橋市、松原市

○地方教育行政の組織及び運営に関する法律（以下「地教行法」という。）の改正（平成27年4月1日施行）により、教育長が教育委員会の指揮監督下にあることを明記する旧地教行法17条が削られたことは事実であるが、現行制度でも、教育長は教育委員会の意思決定に基づき事務を執行し、その意思決定に反することはできないとされていることから、教育委員会が最高意思決定機関であることに変わりはない。

したがって、教育委員会は教育長との関係では行政不服審査法第4条第4号の「最上級行政庁」に該当し、教育長に処分権限を委任した場合、教育委員会は同号に基づき審査庁になると解される。

○本市では、教育長に委任した事務についての審査請求は、教育委員会に対して行うものとして、事務を執行しているため、例に挙げられるような支障事例は特に見受けられない。しかしながら、他都市において、支障事例が数多くあるのであれば、法改正ではなく、まずは、通知等により認識を統一するのがよいのではないかと考えている。

○当県では、審査庁は教育委員会になるものと解釈している。

現在、本県で具体的な支障事例が生じているわけではないが、塩尻市の案のように法律に記載されれば明確になると考える。

○本県においても、教育委員会が教育長に委任した事務にかかる審査請求の審査庁が整理されておらず、今後、審理員の指名等適切な審査手続きの執行に支障が生じる恐れがある。

○支障事例はないが、今後そうした事態が予想される。

○教育委員会が教育長に委任した事務の行政処分を行う行政不服審査法第82条の教示内容について、行政不服審査法の審査請求の審査庁が不明確であるとして疑義が生じる等業務に支障があるため、本提案内容のように明文化しておくことが必要であると考えている。

## 各府省からの第1次回答

行政不服審査法第4条は、処分庁等に上級行政庁がない場合、当該処分庁等に対して審査請求を行う旨規定している。同法上、上級行政庁とは「当該行政事務に関し、処分庁を直接指揮監督する権限を有する行政庁」とされ（「行政不服審査法解説改訂版」田中真次他著、日本評論社）、新教育委員会制度においては、教育委員会による教育長の指揮監督権は法定されておらず、教育委員会は教育長の上級行政庁に該当しない。よって、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第25条に基づき教育委員会から教育長に委任された事務に係る審査請求は、教育長に対し行われるものであることは現行法の解釈上明らかである。

また、本提案の趣旨は、教育委員会が教育長に委任した事務に係る行政処分について、行政不服審査法の審査請求の審査庁を明確にすることにあり、法改正でなければ達成できない特段の事由はなく、今後、現行法の上記解釈について、各教育委員会等に周知を図ることを検討したい。

## 各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解

教育委員会は教育長の上級庁に該当せず、審査請求は教育長に対し行われるものであることは現行法の解釈上、明らかであるとのことだが、下記の理由から地方教育行政の組織及び運営に関する法律を改正し、教育委員会に属する事務（委任した場合も含む）の審査庁を教育委員会とすることを提案する。

1. 審理員は審査庁の職員であることから、審理員の審理のみでは客観性は必ずしも十分に担保されないと考えられ（平成27年4月総務省自治行政局作成、行政不服審査法逐条解説）、地方公共団体の長は行政不服審査会等への諮問を義務付けられている（行政不服審査法第43条）。教育委員会が審査庁となる場合は、優れた識見を有する委員等で構成される合議体により、公正かつ慎重に判断されることが制度上担保されているため例外的に諮問は義務付けないこととされているが、教育長が審査庁となる場合は行政不服審査法の趣旨に反して諮問が不要となってしまう不適當である。

2. 教育委員会が委任した事務が否かによって審査庁が異なることは保護者にとって分かりにくく、理解が得られないと考える。また、行政訴訟の被告代表は、委任した場合も含め、教育委員会と規定されており、同じ行政救済法である行政事件訴訟法と行政不服審査法（この2法は処分の定義を同じにしているなど関連性が高い）を基にしながら、考え方が異なることも分かりにくい。

3. 地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律(平成 26 年法律 76 号)において、委員の側からの教育委員会会議の招集の請求や教育長に委任した事務の執行状況に関する報告の規定は、委員による教育長の事務執行に対するチェック機能を強化するという観点から設けられたものであり(平成 26 年 7 月 17 日文部科学省初等中等教育局長通知)、その観点から見ると行政不服審査においても教育委員会が教育長をチェックすることは必要である。

#### 各府省からの第 1 次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解

—

#### 全国知事会・全国市長会・全国町村会からの意見

##### 【全国市長会】

提案団体の提案の実現に向けて、十分な検討を求める。

なお、所管省からの回答が「現行規定により対応可能」となっているが、十分な周知を行うこと。

#### 提案募集検討専門部会からの主な再検討の視点（重点事項）

- 審理員の審理だけでは客観性が担保されないため、地方公共団体の長は行政不服審査会等への諮問を義務付けられている。委員会が審査庁となる場合は、優れた識見を有する委員等で構成される合議体により、公正かつ慎重に判断されることが制度上担保されているため例外的に諮問は義務付けないこととされているが、教育長が審査庁となる場合は行政不服審査法の趣旨に反して諮問が不要となってしまう不適當ではないか。
- 教育委員会が委任した事務か否かによって審査庁が異なることは保護者にとってわかりづらく、理解が得られにくいのではないか。
- 地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律において、委員の側からの教育委員会会議の招集の請求や教育長に委任した事務の執行状況に関する報告の規定は、委員による教育長の事務執行に対するチェック機能を強化するという観点から設けられたものであり(平成 26 年 7 月 17 日文部科学省初等中等教育局長通知)、その観点から見ると行政不服審査においても教育委員会が教育長をチェックすることは必要ではないか。

#### 各府省からの第 2 次回答

第 1 次回答においては、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 25 条に基づき、教育委員会から教育長に委任された事務に係る審査請求については、教育長に対し行われたものであることは現行法の解釈上明らかであると回答した。

その後、8月3日の地方分権改革有識者会議(第56回)において、有識者から次のような旨の指摘があったところ。

「委員会が審査庁となる場合は、優れた識見を有する委員等で構成される合議体により、公正かつ慎重に判断されることが制度上担保されているため例外的に諮問は義務付けないこととされているが、教育長が審査庁となる場合は行政不服審査法の趣旨に反して諮問が不要となってしまう不適當ではないか。」

検討内容を踏まえ、教育委員会から教育長に委任された事務に係る審査請求の在り方について行政不服審査法の立法趣旨に照らして検討してまいりたい。

## 平成29年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

厚生労働省 第2次回答

管理番号

27

提案区分

B 地方に対する規制緩和

提案分野

医療・福祉

提案事項(事項名)

保育所等における保育士の配置基準の緩和

提案団体

長洲町

制度の所管・関係府省

内閣府、厚生労働省

求める措置の具体的内容

児童福祉施設の設備及び運営に関する基準(昭和23年12月29日厚生省令第63号)により、従うべき基準として、保育所等における児童の人数及び年齢に応じて定められる保育士配置基準について、年度初日の前日となっている児童の年齢基準日を実年齢に応じることが可能となるよう緩和を求める。

具体的な支障事例

保育所における保育士の児童の年齢別配置基準については、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準に定められており、また、児童の年齢基準日は、国の通知(特定教育・保育等に要する費用の額の算定に関する基準等の改正に伴う実施上の留意事項について(平成28年8月23日府子本第571号・28文科初第727号・雇児発0823第1号))で定められる年度の初日の前日と同様になっているため、例えば、年度途中から児童の年齢が0歳から1歳になったとしても、0歳児の年齢別配置基準に基づき保育士を配置しなければならず、保育士確保が困難な現状及び出産後の早期就労などによる就労家庭の増加の中、実年齢以上の保育士配置数が必要となり、年度途中の保育所途中入所にあつては、非常に厳しい状況となっている。

制度改正による効果(提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等)

保育士配置については、児童の年齢が上がるにつれ、弾力化がなされ、年度途中の待機児童の解消や4月入所の集中緩和による保護者にとってゆとりのある育児休業期間の確保により、一億総活躍社会の実現に繋がる。

根拠法令等

○児童福祉施設の設備及び運営に関する基準  
○特定教育・保育等に要する費用の額の算定に関する基準等の改正に伴う実施上の留意事項について(平成28年8月23日府子本第571号・28文科初第727号・雇児発0823第1号)

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)

福島県、逗子市、知多市、浅口市、新宮町、大村市

○本市において、年度途中の保育所入所が非常に厳しい状況となっているため、保護者は本来1歳まで取得できる育児休業を3月末で終了させ4月に児童を入所させ復職をしている事例や、4月の入所内定を辞退し次年度の4月に再度申込む事例がみられる。配置基準の緩和により、年度途中で入所の可能性が広がり、保護者がゆとりある育児休業期間の確保ができる。

○育休復帰や就労家庭の増加等により、低年齢児の途中入所の希望が増加している。児童受入れのためには、年齢別職員配置基準により保育士を確保する必要があるが、保育士不足により職員確保は困難であり、途中入所は厳しい状況となっている。

○0歳児の保育ニーズについては子が満1歳を迎え育児休業から復帰する時期に合わせ、年度途中より段階的に増加するため、満年齢に応じた職員配置をすることが可能であれば、待機児童の解消につながる。

留意事項通知に基づき、最低基準上必要とされる保育士の必要数については、入所児童に変動が無くとも児童年齢の加齢により変動することとなるが、公定価格は年度を通じて同一の単価が適用されることに鑑み、年度当初における児童年齢に応じた保育士数を配置するよう民間保育所に指示しているため、その必要が無くならば施設改修や保育士の増員なく、定員を増やすことも可能となる。

○本市でも保育士確保は困難な現状である。満年齢での配置基準採用は、保育の質及び安全性の担保という観点から検討が必要だが、弾力的な運用ができるのが望ましい。

○待機児童解消のため、近年施設整備を進め利用定員増加につなげたが、H29.4.1 現在で低年齢では待機児童が発生し、5歳児では待機児童が発生しない状況となった。今後、適切な候補地等も見つからないことから施設整備を行う予定が立たない状況にある。配置基準を緩和することで児童の満年齢に応じた適切な保育の提供を実施できるとともに、保護者の育児休暇の取得期間の確保、待機児童の解消に繋がるものである。

○本市も同様の支障事例があり、待機児童の解消の観点から緩和の必要性がある。

### 各府省からの第1次回答

○ 保育所等における保育士の配置基準については、利用者の処遇・安全・生活環境に直結し、かつ、保育の質等に深刻な影響が生じうる事項であることから、児童の人数及び年齢に応じて最低限の基準を定めるとともに、安定的な制度運営のため、児童の年齢基準日を年度初日の前日としている。

○ 当該基準日を実年齢に応じる形とする場合、日々必要な保育士数が増加することになり、雇用管理や公定価格算定のための自治体への申告件数・量が劇的に増加するなど、事務の煩雑化を招く。

○ さらに、その結果として保育士の業務負担が増大し、保育士不足が喫緊の課題となっている中で、保育士確保が一層困難となるおそれがあるほか、業務負担の増加に伴い、提供される保育の質にも悪影響が生じかねない。

○ また、公定価格の頻繁な変動により、事業所経営が不安定化するのと同時に、必要な保育士数も変動するため、保育士が年度途中で退職を迫られる恐れがある。

○ 以上より、保育士の勤務環境及び保育の質の確保の観点から、本提案に対応することは困難である。

○ なお、政府としては各市町村が地域の保育ニーズを捉えた上で必要な保育の受け皿を整備することが基本と考えており、「待機児童解消加速化プラン」に基づき、小規模保育事業や家庭的保育事業などの多様な保育を含め、積極的な保育の受け皿確保を進めていただきたい。

### 各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解

○ご指摘のとおり、保育士等の配置基準が実年齢になることにより、公定価格の算定等についても、事務量の増加が想定されるが、保育施設管理者と相談した上で、提案しているため、保育事業者から同意が得られた場合であって、追加受け入れ児童数が少数かつ短期間に限る場合だけでも、配置の特例を公定価格へ影響させないことを含め緩和を可能としていただきたい。なお、当町において請求事務等が煩雑になることについては、待機児童を発生させることなく、町民に安定した保育サービスを提供するために、やむを得ないと考えている。

○保育士等の勤務環境については、本提案は待機児童発生時のみ配置基準の緩和を求めるものであり、日々必要な保育士数は減少することはないので、退職を迫ることはないと考えられる。また、同様に事業者経営の不安定化についても、現状の保育士数で待機児童を追加で受け入れることから、事業者の収入の大幅な減少は考えられない。

○ご指摘の小規模保育の実施等については、受入れ年齢が3歳未満児であることや連携施設の確保が困難であること、地域性として、転園することなく一貫した保育の提供を通しての児童の成長を望む町民も多いことなど、ニーズも見込めないことから、事業を引き受けていただける実施主体もないため、現行の保育所を活用したいと考えている。

### 各府省からの第1次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解

—

### 全国知事会・全国市長会・全国町村会からの意見



## 【全国知事会】

「従うべき基準」については、条例の内容を直接的に拘束するものであり、国が設定するのは、真に必要な場合に限定されるべきものとの地方分権改革推進委員会第3次勧告を踏まえ、廃止し、又は参酌すべき基準へ移行すべきである。

「従うべき基準」の見直しは、サービス水準の切下げや国の政策目的を阻害する地方自治体の施策の許容ではなく、国が全国一律に決定している基準等を地方自治体自らが決定し、その地域の実情に合った最適・最善なサービス・施策が講じられることを達成させるためのものである。

## 【全国市長会】

提案団体の提案の実現に向けて、十分な検討を求める。

## 【全国町村会】

提案団体の意見を十分に尊重されたい。

## 提案募集検討専門部会からの主な再検討の視点（重点事項）

○ 特例を適用できる地域条件を設けた上で、保育の質の代替策を講じた場合に限り認めることとすれば、保育の質を担保できるのではないか。

・特例を適用できる地域条件(例)

①現に待機児童が発生している、又は年度途中の入所を受け入れない場合、待機児童が発生するおそれがある

②厚労省の支援メニュー等による人材確保策を講じても、保育士の確保ができない

・保育の質の代替策(例)

①園長、副園長、主任保育士等の施設内職員が支援できる体制の確保

②巡回支援指導員から適切な指導を受けられる体制の確保

③既存の保育補助者を保育士の配置基準よりも手厚く配置

○ 特例の適用期間については短期間とし、追加で入所できる児童を少数とする(例:年度当初満2歳児クラス(保育士3名:児童18名)に追加受け入れできるのは、年度後半の最長3か月に3人まで等)のであれば、必ずしも公定価格等の算定に影響させなくても良いのではないか。

※例えば、保育所等が利用定員の120%を超過して、児童を入所させた期間が2年度間超過した場合、公定価格の乗除調整されていたが、平成28年度末の「待機児童解消に向けて緊急に対応する施策」により、現下の待機児童問題を鑑み、超過期間が5年度以内であれば、乗除調整されないこととなった。

○ 保育士等が年度途中で退職を迫られる恐れがあるとの指摘については、提案団体によれば、待機児童発生時のみ配置基準の緩和を求めるものであり、このようなことから、日々必要な保育士数は減少することはないので、退職を迫ることはないとの指摘されている。

また、同様に事業者経営の不安定化するとの指摘についても、現状の保育士等の人数で待機児童を追加で受け入れることから、事業者の収入の大幅な減少は考えられず、少なくとも市町村と事業者との合意を前提とすれば良いのではないか。

○ 提案団体のように、小規模保育事業や家庭的保育事業などの保育地域型保育の実施主体を探しても見つかからない実態や、地域区分が周辺市町村より低く、保育施設、社会福祉協議会、ハローワーク等と連携し、保育士確保に努めても、十分な確保ができない実態から、このような特例に頼らざるを得ない切実な状況を理解すべきであり、直ちに再検討を求める。

## 各府省からの第2次回答

○ 保育所の設備運営基準のうち、人員配置基準については、保育の質を支える上で特に重要なものであり、「従うべき基準」として全国一律の最低基準を維持している。配置基準を実年齢に応じることについて、ご提案のように特定の保育事業者の同意が得られた場合に限定すると、市区町村により配置基準の取り扱いが異なることとなり、全国一律の最低基準を維持することが困難となるため、保育の質の確保の観点から対応は困難である。

○ 1次回答でも記載させていただいたが、配置基準を実年齢にとすることにより、

・実年齢に応じた頻繁なクラス変更などにより、本来同じ保育士、同じ仲間との安定的な関係のもと、はぐくむべき信頼関係の構築が難しくなるおそれがあること

・頻繁な配置基準の変更は、保育事業者や自治体の事務負担を増加させるおそれがあり、

提供される保育の質にも悪影響が生じかねない。

○ いずれにしても、政府としては各市町村が地域の保育ニーズを捉えた上で必要な保育の受け皿を整備することが基本と考えており、「待機児童解消加速化プラン」に基づき、小規模保育事業や家庭的保育事業などの多

様な保育を含め、積極的な保育の受け皿確保を進めていただきたい。

## 平成29年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

厚生労働省 第2次回答

管理番号

223

提案区分

B 地方に対する規制緩和

提案分野

医療・福祉

提案事項(事項名)

保育所・認定こども園における代替職員の特例配置

提案団体

宇治市

制度の所管・関係府省

内閣府、文部科学省、厚生労働省

求める措置の具体的内容

保育所・認定こども園において、突然の正規職員等の退職や長期休業等により、急きよ保育士・保育教諭の確保に努めたものの、緊急的な保育士・保育教諭の確保ができなかった場合に、職員不足により待機児童が発生するケースや、公定価格の減算対象となるケースに限り、保育士・保育教諭を確保するまでの間、類似の資格者や一定の経験を有する者として市町村長が認める者(保育補助経験者等)を保育士・保育教諭として代替配置することを可能とする。

具体的な支障事例

年度当初の時点で職員配置に余裕がない施設においては、年度途中で正規職員等の退職や長期休業等により緊急の保育士・保育教諭の確保に苦慮するケースや、年度途中から入所希望者を受け入れできないケースが発生している。

制度改正による効果(提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等)

年度途中で保育士・保育教諭の確保が困難な場合に、類似の資格者や一定の経験を有する者として市町村長が認める者(保育補助経験者等)を保育士・保育教諭の代替職員として配置可能とすることで、年度途中の保育希望者の受け入れや、保育士・保育教諭の急な長期休業・退職等に柔軟に対応することが可能となる。

根拠法令等

児童福祉施設の設備及び運営に関する基準第33条  
 幼保連携型認定こども園の学級の編成、職員、設備及び運営に関する基準第5条

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)

ひたちなか市

○ 保育士確保が困難な状況下で、年度途中退職や長期休業などがみられ、各保育所が相当苦慮していることから、制度改正が必要であると考えます。  
 ○ 現状で、保育士配置に余裕がなく、年度途中においても確保に苦慮する状況がある。保育の質及び安全性の担保という観点から検討が必要だが、弾力的な運用ができるのが望ましい。

各府省からの第1次回答

- 保育所等における保育士等の配置基準については、利用者の処遇・安全・生活環境に直結し、かつ、保育等の質等に深刻な影響が生じうる事項であることから、児童の人数及び年齢に応じて最低限の基準を定めるものであるため、保育等の質の確保の観点から、本提案に対応することは困難である。
- なお、必要な保育士等の確保が難しい状況にある保育所等を確認した場合には、当該保育所等が保育士・保育所支援センター等への相談を行っているか確認いただき、相談を行っていない場合には、至急相談するよう促すとともに、保育士・保育所支援センター等において重点的な支援が行われるように協力依頼を行うほか、短時間勤務の保育士等の採用を促すなどの対応をしていただくようお願いする。

## 各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解

保育所等において、保育士・保育教諭の確保が必要となる場合は、各施設とも京都府保育人材マッチング支援センターでの人材紹介や求人募集の活用のみならず、ハローワークでの求人募集や、民間求人誌・広告への記事の掲載、京都府保育協会等の関係団体を通じた人材の融通の打診など、様々な手法で人材の確保を図っております。

加えて、隣接する政令指定都市や市町村における公定価格上の地域区分設定が本市より高いことによる職員の処遇に対する影響の解消等を目的として、独自の処遇改善費用補助を実施し、平成27年度は約4億5千万円を支給することで、本市としても保育士・保育教諭確保に努めております。(参考:平成27年度民間保育所運営費委託料は約28億7千万円)

しかし、今回示した支障事例のように、年度途中で緊急的に保育士等が不足する場合、上記の手法では常勤・非常勤に関わらず保育士等の即時確保が困難な場合があり、本市の厳しい財政状況においては、国の補助制度を活用した新たな保育士等の確保方策を実施することも困難な状況であるため、特例が認められず、保育士の配置基準を満たせない場合、児童の転園や退園が必要となり、児童の情緒や保護者の生活に悪影響を及ぼすだけでなく、市民の保育行政に対する不信を招くなど、大きなマイナスとなります。

なお、本市では、平成26年度より保育対策総合支援事業費補助金における保育体制強化事業を実施し、保育補助者の設置促進に努めてきた結果、各保育所において特例配置により保育士等として活用可能な人材が雇用されています。そのため、上記の事情を鑑みて、今回提案いたしました特例配置について、再度のご検討をお願いいたします。

## 各府省からの第1次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解

—

## 全国知事会・全国市長会・全国町村会からの意見

## 【全国知事会】

「従うべき基準」については、条例の内容を直接的に拘束するものであり、国が設定するのは、真に必要な場合に限定されるべきものとの地方分権改革推進委員会第3次勧告を踏まえ、廃止し、又は参酌すべき基準へ移行すべきである。

「従うべき基準」の見直しは、サービス水準の切下げや国の政策目的を阻害する地方自治体の施策の許容ではなく、国が全国一律に決定している基準等を地方自治体自らが決定し、その地域の実情に合った最適・最善なサービス・施策が講じられることを達成させるためのものである。

## 【全国市長会】

提案団体の提案の実現に向けて、十分な検討を求める。

なお、実現にあたっては、その年度間に限るなど、適切な措置を講じること。

## 提案募集検討専門部会からの主な再検討の視点（重点事項）

- 特例を適用できる地域条件を設けた上で、保育の質の代替策を講じた場合に限って認めることとすれば、保育の質を担保できるのではないか。
- ・特例を適用できる地域条件(例)
    - ①現に待機児童が発生している、又は年度途中の入所を受け入れない場合、待機児童が発生するおそれがある
    - ②厚労省の支援メニュー等による人材確保策を講じても、保育士の確保ができない
  - ・保育の質の代替策(例)
    - ①園長、副園長、主任保育士等の施設内職員が支援できる体制の確保
    - ②巡回支援指導員から適切な指導を受けられる体制の確保

## ③既存の保育補助者を保育士の配置基準よりも手厚く配置

○ 特例の適用期間については短期間とし、追加で入所できる児童を少数とする(例:年度当初満2歳児クラス(保育士3名:児童18名)に追加受け入れできるのは、年度後半の最長3か月に3人まで等)のであれば、必ずしも公定価格等の算定に影響させなくても良いのではないか。

※例えば、保育所等が利用定員の120%を超過して、児童を入所させた期間が2年度間超過した場合、公定価格の乗除調整されていたが、平成28年度末の「待機児童解消に向けて緊急的に対応する施策」により、現下の待機児童問題を鑑み、超過期間が5年度以内であれば、乗除調整されないこととなった。

○ 保育士等が年度途中で退職を迫られる恐れがあるとの指摘については、提案団体によれば、待機児童発生時のみ配置基準の緩和を求めるものであり、このようなことから、日々必要な保育士数は減少することはないので、退職を迫ることはないとの指摘されている。

また、同様に事業者経営の不安定化するとの指摘についても、現状の保育士等の人数で待機児童を追加で受け入れることから、事業者の収入の大幅な減少は考えられず、少なくとも市町村と事業者との合意を前提とすれば良いのではないか。

○ 提案団体のように、小規模保育事業や家庭的保育事業などの保育地域型保育の実施主体を探しても見つかからない実態や、地域区分が周辺市町村より低く、保育施設、社会福祉協議会、ハローワーク等と連携し、保育士確保に努めても、十分な確保ができない実態から、このような特例に頼らざるを得ない切実な状況を理解すべきであり、直ちに再検討を求める。

## 各府省からの第2次回答

○ 貴自治体のご提案に対する懸念については1次回答で記載させていただいたとおりであるが、国が定める人員配置や面積についての最低基準は子どもの発達のために重要な基準である。待機児童解消は保育の質を確保しながら進めていくべきものと考えており、対応は困難である。

## 平成29年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

厚生労働省 第2次回答

管理番号

38

提案区分

B 地方に対する規制緩和

提案分野

医療・福祉

提案事項(事項名)

待機児童発生時における保育室等の居室面積基準の緩和

提案団体

須崎市

制度の所管・関係府省

内閣府、厚生労働省

求める措置の具体的内容

第一次地方分権一括法等により、標準とされている保育所に係る居室の床面積基準の要件を、都市部だけではなく、待機児童が発生している、または、発生の恐れのある地方都市においても一時的に適用できるよう省令の改正を求める。

具体的な支障事例

子ども子育て新制度の施行により、保育所への入所基準が緩和され保育所への入所が容易になったことや共働き世帯の増加により、3歳未満児の受入れが増加している。

当市では将来を見越して全公立保育園の施設整備を完了したが、新築保育園においても床面積や保育士の不足により入所児童の増加に追いつかない状況となっており、また、他の市町村の保育所の活用も検討しているが、周辺市町村においても保育需要の増加は著しく、他市町村の児童を受け入れる余裕はなく、活用は困難となっている。

仮に施設整備を進めたとしても、市の子ども子育て支援事業計画によると、少子化の進行により数年後には入所児童数は減少する見込みのため、新規施設整備を進めることは困難かつ不合理であり、待機児童が今後発生する見込みである。この待機児童の見込みに対して、保育士はなんとか確保できる見込みはあるものの、市内の施設における居室面積については僅かに不十分となるために、一時的に待機児童が発生せざるを得ない状況になっている。

なお、第一次地方分権一括法及び関係政省令等により、要件を満たす都市部では床面積基準が緩和されたが、当市では要件となる地価も3大都市圏に及ばず、少子化により待機児童の発生数も限られているため、深刻な支障が生じているにもかかわらず、活用することは困難である。

制度改正による効果（提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等）

一時的な需要の高まりに対する備えのために過剰な設備投資ができないような自治体において、子どもの受入れを諦めることなく、待機児童対策に積極的に取り組むことができることにより、国の待機児童解消加速化プラン及び一億総活躍の実現に資する。

根拠法令等

○児童福祉法第45条第2項

○児童福祉施設の設備及び運営に関する基準第32条

○地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律(平成23年法律第37号)

○地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律の一部の

施行に伴う厚生労働省関係政令等の整備及び経過措置に関する政令(平成23年9月14日政令第289号)  
 ○地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律附則第四条の基準を定める省令  
 ○地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律附則第四条の厚生労働大臣が指定する地域(平成23年9月2日厚生労働省告示第314号)

## 追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)

ひたちなか市、宇美町、新宮町

○近年増加傾向にある0,1歳児の入園希望者の受入対応にあたり、建築年次の古い園舎においては、保育室数の不足に起因する乳幼児室の面積不足が支障となっている。  
 ○本市でも待機児童が年度途中から発生しており、またこれ以上の施設の増改築は困難な状況である。保育の質及び安全性の担保という観点から検討が必要だが、弾力的な運用ができるのが望ましい。  
 ○待機児童解消のため、近年施設整備を進め利用定員増加につなげたが、H29.4.1現在で低年齢では待機児童が発生し、5歳児では待機児童が発生しない状況となった。今後、適切な候補地等も見つからないことから施設整備を行う予定が立たない状況にある。面積基準を緩和することでより多くの児童に保育の提供を実施できるとともに、保護者の家庭と仕事の両立、待機児童の解消に繋がるものである。  
 ○保育士の確保は出来ているが面積基準によって希望の保育園に入園できなかった児童がいる。

## 各府省からの第1次回答

○国が定める人員配置や面積についての最低基準は、生涯にわたる人間形成にとって極めて重要な時期である就学前の児童に対する保育について、身体的、精神的、社会的な発達のために必要な生活水準を確保するための基準として定められている。  
 ○特に保育室やほふく室の面積基準については、ほふくのためには一定程度のスペースが必要であるなどの理由から定められており、児童が心身ともに健やかに成長するために必要不可欠な基準であるため、「従うべき基準」として全国一律を原則としている。  
 ○その上で、①待機児童の数が深刻な状態であって、②土地の価格が非常に高く保育用地の確保が困難である自治体に限り、待機児童解消までの一時的な措置として、面積要件を「従うべき基準」ではなく「標準」とし、合理的な理由がある範囲内において、厚生労働省の基準と異なる内容の条例を定めることを認めているところである。  
 ○従って、土地の価格が高いことが障害となって待機児童の解消が進まない場合の一時的な特例措置であるという制度趣旨に鑑みれば、単に待機児童が発生する潜在的可能性があることや、地価の安い地方部分で待機児童が発生しているということをもって本特例の対象とするのは不適切である。  
 ○なお、政府としては各市町村が地域の保育ニーズを捉えた上で必要な保育の受け皿を整備することが基本と考えており、「待機児童解消加速化プラン」に基づき、小規模保育事業や家庭的保育事業などの多様な保育を含め、積極的な保育の受け皿確保を進めていただきたい。

## 各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解

○最低基準の重要性については十分承知はしているが、待機児童数は少なければ良いというものではなく、たとえ1人の待機児童であっても保育所に入所できないかは保護者及び子どもの一生を左右する重要な問題である。この問題を解決するためには、規制緩和も含めてありとあらゆる施策を総動員すべきと考える。  
 ○本市においても保育ニーズを的確に捉えたうえで保育の受け皿整備を進めており、苦しい財政状況の中で最優先の課題として取り組み、全公立保育園の施設整備を行ってきましたが、将来的に未就学児童が急速に減少する中では、さらに施設整備を進めることは将来負担を増加させる一因となることや、施設整備を進めようとしても3,4年は必要であり、短期的な需要への対応のために、新設することは困難である。また、地価の安い地方都市とはいえ、待機児童は地方都市でも発生する可能性があり、地方自治体や保護者にとって喫緊の課題となっている現状を見れば、全国一律の基準ではなく、本市では、保育施設では保育室、ほふく室が廊下と一体的に利用可能であったり、異年齢での交流保育や混合保育により個々の居室の面積を補完することが可能であることから、基準を緩和したとしても保育の質は低下させずに待機児童を受け入れられるため、地域の実情に応じて、面積の算定を柔軟に対応できるよう認めていただきたい  
 ○なお、小規模保育事業や家庭的保育事業を行う事業者も人口減少局面では将来性が無いため、現在のとこ

る参入業者は全くいないため、事業の活用ができない。

#### 各府省からの第1次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解

—

#### 全国知事会・全国市長会・全国町村会からの意見

##### 【全国知事会】

保育室の居室面積は原則「従うべき基準」とされ、例外的に「標準」が認められているが、適用される条件・地域が限定的となっているため、地域の実情に即した対応ができなくなっている。

「従うべき基準」については、条例の内容を直接的に拘束するものであり、国が設定するのは、真に必要な場合に限定されるべきものとの地方分権改革推進委員会第3次勧告を踏まえ、廃止し、又は参酌すべき基準へ移行すべきである。

「児童が心身ともに健やかに成長するために必要不可欠」のみでは、「従うべき基準」とする理由としては不十分である。

「従うべき基準」の見直しは、サービス水準の切下げや国の政策目的を阻害する地方自治体の施策の許容ではなく、国が全国一律に決定している基準等を地方自治体自らが決定し、その地域の実情に合った最適・最善なサービス・施策が講じられることを達成させるためのものである。

##### 【全国市長会】

提案団体の提案の実現に向けて、積極的な検討を求める。

#### 提案募集検討専門部会からの主な再検討の視点（重点事項）

○ 本提案は、新たな特例の創設を求めているのではない。現行認められている特例の地域要件を、待機児童対策が深刻で、希望する市町村でも活用できるよう、緩和を求める提案に過ぎない。

現行の大阪市の活用例のように、様々な安全対策を前提とすれば、保育の質の懸念には当たらないのではないか。

○ 認定こども園は、「従うべき基準」から「標準」となる特例が設けられていないが、直ちに認めるべきではないか。

○ 特例措置は平成31年度末までとなっており、現場では、特例措置終了後のクラス編成に支障が生じるため、現場では特例を活用しにくい状況となっている。特例措置の時限を、「平成31年度末」から待機児童問題が収束するまでの「当分の間」とすべきではないか。

○ 待機児童問題は、都市部における待機児童「数」だけの問題ではなく、市町村自らによる施設整備や人材確保など長期的なコストを伴うものであり、地方部でも深刻な問題である。地方部や小規模市町村の合理的・安定的な財政運営の観点からも、今回の地域要件の緩和を検討すべきである。

○ 地域においては、小規模保育事業や家庭的保育事業等の地域型保育の実施主体を探しても見つからないのが現状である。このような状況では、面積基準の緩和に頼らざるを得ないことを理解すべきではないか。

○ 提案団体の保育所では、保育室の隣に幅の広い廊下があり、児童の活動、保育士の監督の面からも問題なく、保育室と一体的に活用できている。

このようなスペースを常時活用できるのであれば、保育室の面積にカウントできる旨を通知等で示すことにより、提案団体の支障は解消されるため、このような対応も検討すべきである。

#### 各府省からの第2次回答

○ 児童福祉法第24条において、保育の必要性があると市町村が認める場合には保育を提供しなければならない旨が規定されている。

○ 貴自治体のご提案に対する懸念については1次回答で記載させていただいたとおりであるが、国が定める人員配置や面積についての最低基準は子どもの発達のために重要な基準であり、待機児童解消は保育の質を確保しながら進めていくべきものと考えている。

○ 特に、待機児童数、地価等の観点から保育の受け皿確保の困難さにおいて貴自治体を上回る自治体であっても、国基準を超える面積基準を設定し、様々な創意工夫のもとで保育の受け皿を確保している中、子どもの受ける保育の質を切り下げてまで優先すべき対応とは考えにくい。

○ 政府としては各市町村が地域の保育ニーズを捉えた上で必要な保育の受け皿を整備することが基本と考えており、将来の施設の転用を見据える等自治体の状況に応じた創意工夫をこらしながら、「待機児童解消加速化プラン」に基づき、積極的な保育の受け皿確保を進めていただきたい。



## 平成29年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

厚生労働省 第2次回答

管理番号

258

提案区分

B 地方に対する規制緩和

提案分野

医療・福祉

提案事項(事項名)

保育室等の居室面積基準の緩和

提案団体

大阪府、京都府、兵庫県、和歌山県、大阪市

制度の所管・関係府省

内閣府、厚生労働省

求める措置の具体的内容

第一次地方分権一括法等により、標準となっている保育所に係る居室の床面積基準の要件を、都市部だけでなく待機児童が発生している新興住宅地等も適用できるよう見直しを求める。

具体的な支障事例

保育室等の面積基準については、すでに第一次地方分権一括法及び関係政省令等により一部地域で「従うべき基準」から「標準」に緩和されているが、要件が厳しく(前々年の待機児童数 100 人以上かつ前々年の住宅地の公示価格の平均額が 3 大都市圏の平均を超える)、大阪府においては要件を満たす大阪市、豊中市及び吹田市以外でも 22 の市町村で待機児童が発生しているところである(H28 年 4 月現在)。

制度改正による効果(提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等)

居室面積基準の緩和によって一人でも多くの児童を受け入れることにより、待機児童の解消につながり、一億総活躍社会の実現に資する

根拠法令等

- ・児童福祉法第 45 条第 2 項
- ・児童福祉施設の設備及び運営に関する基準第 32 条
- ・地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律(平成 23 年法律第 37 号)
- ・地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律の一部の施行に伴う厚生労働省関係政令等の整備及び経過措置に関する政令(平成 23 年 9 月 14 日政令第 289 号)
- ・地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律附則第四条の基準を定める省令
- ・地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律附則第四条の厚生労働大臣が指定する地域(平成 23 年 9 月 2 日厚生労働省告示第 314 号)

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)

高槻市、宇美町

〇面積基準の関係で、兄弟同施設利用ができず、利用を断念されるケースもあることから、一定の緩和によって、一人でも多くの子どもを受け入れ、待機児童・利用保留児童を解消することが必要である。

## 各府省からの第1次回答

- 国が定める人員配置や面積についての最低基準は、生涯にわたる人間形成にとって極めて重要な時期である就学前の児童に対する保育について、身体的、精神的、社会的な発達のために必要な生活水準を確保するための基準として定められている。
- 特に保育室やほふく室の面積基準については、ほふくのためには一定程度のスペースが必要であるなどの理由から定められており、児童が心身ともに健やかに成長するために必要不可欠な基準であるため、「従うべき基準」として全国一律を原則としている。
- その上で、①待機児童の数が深刻な状態であって、②土地の価格が非常に高く保育所用地の確保が困難である自治体に限り、待機児童解消までの一時的な措置として、面積要件を「従うべき基準」ではなく「標準」とし、合理的な理由がある範囲内において、厚生労働省の基準と異なる内容の条例を定めることを認めているところである。
- 従って、土地の価格が高いことが障害となって待機児童の解消が進まない場合の一時的な特例措置であるという制度趣旨に鑑みれば、ご提案の新興住宅地であることのみをもって本特例の対象とすることは不適切である。
- なお、政府としては各市町村が地域の保育ニーズを捉えた上で必要な保育の受け皿を整備することが基本と考えており、「待機児童解消加速化プラン」に基づき、小規模保育事業や家庭的保育事業などの多様な保育を含め、積極的な保育の受け皿確保を進めていただきたい。

## 各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解

大阪府内においては、特例の対象となっている大阪市、吹田市、豊中市以外の新興住宅地を抱える郊外の22市町においても待機児童が発生しており、待機児童の解消は都市部だけの課題ではない。また、土地の価格が周辺と比較して高く保育所用地の確保が困難であるという状況は新興住宅地においても発生しており、都市部と同様の合理的理由があると考えている。

現状の特例対象は「①前々年4月1日現在で待機児童100人以上②前々年1月1日現在で住宅地公示価格の平均額が3大都市圏の平均を超える」とされているが、三大都市圏の住宅地公示価格の平均額をメルクマールとすると東京圏の住宅地公示価格の影響を受け平均額が高くなり、対象となる市町村が極めて限定的であり、整備を進める上で支障となっている。

また、大阪府内では幼保連携型認定こども園の移行が進んでおり(保育所991に対し、幼保連携型認定こども園434)、幼保連携型認定こども園も対象としなければ移行の妨げとなる可能性があるため対象としていただきたい。

また、貴府・省回答にある小規模保育事業や家庭的保育事業などによる保育の受け皿拡大には既に取り組んでおり、このような取り組みを実施してもなお不足している現状があることから各自治体が苦慮している。

なお、面積基準の緩和を実施している大阪市では、これによってなんらかの不都合が生じているとの報告は受けていない。

## 各府省からの第1次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解

—

## 全国知事会・全国市長会・全国町村会からの意見

## 【全国知事会】

保育室の居室面積は原則「従うべき基準」とされ、例外的に「標準」が認められているが、適用される条件・地域が限定的となっているため、地域の実情に即した対応ができなくなっている。

「従うべき基準」については、条例の内容を直接的に拘束するものであり、国が設定するのは、真に必要な場合に限定されるべきものとの地方分権改革推進委員会第3次勧告を踏まえ、廃止し、又は参酌すべき基準へ移行すべきである。

「児童が心身ともに健やかに成長するために必要不可欠」のみでは、「従うべき基準」とする理由としては不十分である。

「従うべき基準」の見直しは、サービス水準の切下げや国の政策目的を阻害する地方自治体の施策の許容ではなく、国が全国一律に決定している基準等を地方自治体自らが決定し、その地域の実情に合った最適・最善なサービス・施策が講じられることを達成させるためのものである。

## 【全国市長会】

提案団体の提案の実現に向けて、積極的な検討を求める。

## 提案募集検討専門部会からの主な再検討の視点（重点事項）

- 本提案は、新たな特例の創設を求めているのではない。現行認められている特例の地域要件を、待機児童対策が深刻で、希望する市町村でも活用できるよう、緩和を求める提案に過ぎない。現行の大阪市の活用例のように、様々な安全対策を前提とすれば、保育の質の懸念には当たらないのではないか。
- 認定こども園は、「従うべき基準」から「標準」となる特例が設けられていないが、直ちに認めるべきではないか。
- 特例措置は平成31年度末までとなっており、現場では、特例措置終了後のクラス編成に支障が生じるため、現場では特例を活用しにくい状況となっている。特例措置の時限を、「平成31年度末」から待機児童問題が収束するまでの「当分の間」とすべきではないか。
- 現在の要件では、3大都市圏の住宅地の公示価格が3大都市圏の平均を超える必要があるが、東京圏の公示価格が高すぎるため、ほとんど東京圏の市区しか制度を活用できず、待機児童問題を抱える他の自治体では活用できなくなっており、効果が極めて限定的となっている。大阪府内のように活用希望が明らかである市町村が活用できるよう、要件を見直すべきである。  
また、市町村の規模によらず待機児童数100人以上の基準とすることは、現下の深刻な状況を踏まえれば、不合理と言わざるを得ず、見直すべきである。
- 例えば、現行の待機児童要件を「待機児童が発生している地域」、地価要件を約7万円下げること、『「待機児童解消に向けて緊急に対応する施策について」の対応方針(平成28年4月7日雇児発0407第2号)』の大阪府内の対象となる大半の市町村で活用できるようになり、待機児童の解消に大きな効果をもたらす。入所を希望する児童・保護者の立場にたって、真摯に検討すべきである。
- 大都市では小規模保育等の事業者はあるとはいえ、待機児童を解消するためには、全く不足している状況である。また、小規模保育等を実施するにしても保育に適した物件は少なく、設置するにしても3年程度は要する。待機児童は現在も発生しており、早急な対応を求める。

## 各府省からの第2次回答

- 児童福祉法第24条において、保育の必要性があると市町村が認める場合には保育を提供しなければならない旨が規定されている。
- 貴自治体のご提案に対する懸念については1次回答で記載させていただいたとおりであるが、国が定める人員配置や面積についての最低基準は子どもの発達のために重要な基準であり、待機児童解消は保育の質を確保しながら進めていくべきものと考えている。
- 特に、待機児童数、地価等の観点から保育の受け皿確保の困難さにおいて貴自治体を上回る自治体であっても、国基準を超える面積基準を設定し、様々な創意工夫のもとで保育の受け皿を確保している中、子どもの受ける保育の質を切り下げてまで優先すべき対応とは考えにくい。
- 政府としては各市町村が地域の保育ニーズを捉えた上で必要な保育の受け皿を整備することが基本と考えており、将来の施設の転用を見据える等自治体の状況に応じた創意工夫をこらしながら、「待機児童解消加速化プラン」に基づき、積極的な保育の受け皿確保を進めていただきたい。

## 平成29年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

厚生労働省 第2次回答

管理番号

300

提案区分

B 地方に対する規制緩和

提案分野

医療・福祉

提案事項(事項名)

一時預かり事業に係る人員基準の見直し

提案団体

直方市

制度の所管・関係府省

厚生労働省

求める措置の具体的内容

一時預かり事業に係る人員配置要件の見直し

具体的な支障事例

一時預かり事業の実施においては、現行でも保育所等と一体的に事業を実施し、当該保育所等の職員による支援を受けられる場合に、保育士1名で実施可能とする等の緩和がされているが、本市では、保育士不足が深刻であり、国基準の一時預かり事業を実施できていない。

そのため、市の単費で、保育士1名による独自の一時預かりを実施しているが、市独自の一時預かりでさえ、市内の保育所14施設中1施設しか実施できていない状況にある。

平成28年度の市独自の一時預かりの実施件数は延べ20件であり、「就職面接があり、他に預かりを行うあてがない」等の理由で利用されており、突発的に需要が生じた際に需要に応える人員を確保することが重要であるが、現行の最低2人の人員配置要件を確保することに苦慮している。

例えば、保育所等と一体的に一時預かり事業を実施し、当該保育所等の職員の配置が加配(配置基準より多く配置)されており、その支援を受けられる場合で、利用児童数が少ない場合に、下記①又は②の人員配置で一時預かり事業を実施できるよう求める。

①保育士資格を有しないが当該施設で十分な業務経験を有する者1名  
②子育て支援研修修了者1名

制度改正による効果(提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等)

保育士の確保が困難な地域において、小規模な一時預かり事業の実施が可能となり、地域の実情を踏まえた保育ニーズにきめ細かく対応することができる。

根拠法令等

子ども・子育て支援法、児童福祉法、児童福祉法施行規則、一時預かり事業実施要綱

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)

川崎市、熊本市

○現在、本市では国基準の一時預かり事業を実施している施設は12施設あるが、人員配置が困難なため国基準の一時預かり事業が実施困難であると申し出を受けるケースが増えている。実施方法の緩和については検討していただきたい。

○本市における一時預かり事業の需要は年々高まっており、特に待機の方の利用が多い状況である。保育士の確保については、本市の教育・保育施設で人員確保が困難となっている中、一時預かり事業を実施している保育所は、さらに厳しい状況にあることから、一時預かりの受入人数を制限をするなどしている。

○専任保育士が確保できず、一時預かりを休止した施設がある。

## 各府省からの第1次回答

「一時預かり事業」については、「一時預かり事業実施要項」において、1日当たりの平均利用児童数が概ね3人以下の場合については、「家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準」第23条第2項に定める市町村長が行う研修を終了した保育士と同等以上の知識及び経験を有すると市町村長が認めた者(家庭的保育者)を保育士とみなすことができることと定めており、ご要望の内容については現行制度下においても、市町村の判断により、実施可能である。

## 各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解

○家庭的保育事業は当市規模の自治体ではニーズがなく、家庭的保育事業者がいない。そのため、家庭的保育者による職員配置の緩和策を活用できず、現行制度下でも一次預かり事業を実施できない。

○一時預かり事業は、保護者ニーズが高い事業である一方、突発的利用が多く、事業者にとって、一時預かり事業のための人材を保育所本体と別途確保することは、経営上困難である。また、保育所本体では不要な、家庭的保育者研修を受講させるインセンティブがない。

○「家庭的保育者」と「保育所で保育補助者として、保育業務に従事した期間が十分にある者」を比較した場合、質、経験やノウハウについて大きく異なる。

○一定の条件下で、「保育所で保育補助者として、保育業務に従事した期間が十分にある者」であって、保育士と同等以上の知識や技術を有することを市町村長が認めた者が一時預かり事業を実施することができるようにすることで、一時預かり事業の実施事業者を確保することができる。

○また、市内には、子育て支援員研修の、地域保育コース(地域型保育)を受講した者はいないが、その他コース等の修了者はいる。家庭的保育者だけでなく、子育て支援員研修の基本研修や基本研修+専門研修(コース不問)の修了者を認めることで、一時預かり事業を実施できる。

○地方では、保育現場の人材不足が深刻であり、保育補助者等の活用は、保育の受け皿を確保する上で非常に重要な課題であるため、①保育士資格を有しないが当該施設で十分な業務経験を有する者1名や②子育て支援員研修修了者1名で一時預かり事業が実施できるよう、早期に検討いただきたい。

(補足資料参照)

## 各府省からの第1次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解

—

## 全国知事会・全国市長会・全国町村会からの意見

## 【全国知事会】

「従うべき基準」については、条例の内容を直接的に拘束するものであり、国が設定するのは、真に必要な場合に限定されるべきものとの地方分権改革推進委員会第3次勧告を踏まえ、廃止し、又は参酌すべき基準へ移行すべきである。

「従うべき基準」の見直しは、サービス水準の切下げや国の政策目的を阻害する地方自治体の施策の許容ではなく、国が全国一律に決定している基準等を地方自治体自らが決定し、その地域の実情に合った最適・最善なサービス・施策が講じられることを達成させるためのものである。

## 【全国市長会】

提案団体の提案の実現に向けて、十分な検討を求める。

なお、所管省からの回答が「現行制度により対応可能」となっているが、事実関係について提案団体との間で十分確認を行うべきである。

## 提案募集検討専門部会からの主な再検討の視点(重点事項)

○家庭的保育事業者は全国に958件しかなく、そのうち約半数は東京都に所在しているため、地方には家庭的保育事業者がない場合も多く、提案団体には、家庭的保育者がいない実情にある。

保育所等との連携体制や利用児童数等の要件を設定することにより、家庭的保育者以外の者が、1人で一時

預かり事業を実施できるよう検討すべきではないか。

○保育と預かりは異なるため、保育補助者が一時預かりをすることは困難とのことだが、現行で、家庭的保育者研修の受講をせず、実務経験により家庭的保育者として認められている者がいる。当該者と比較して、実務経験豊富な保育補助者に不足している資質について、説明すべきではないか。

○一時預かりを実施する場所が、保育所等の施設である場合、当該施設の保育従事者であって、一定の要件を備えている者であれば、家庭的保育者の資格はなくても、一時預かり事業の実施者として、適当なのではないか。

○子育て支援員研修の基本研修修了者や専門研修修了者(コースは問わない)について、要件を緩和することができないか検討していただきたい。

#### 各府省からの第2次回答

○ 一時預かり事業は一時的に家庭での保育が困難となった場合において保育所、幼稚園、認定こども園等において児童を一時的に預かることで、安心して子育てができる環境を整備することを目的とした事業である。

○ 一時預かり事業における質を確保するため、「保育士と同等以上の知識及び経験を有すると市町村長が認める者」の要件として、子育て支援員研修よりも充実した研修を行っている家庭的保育者研修を行うこととしており、ご指摘のような子育て支援員研修終了者等を要件とすることは保育の質の確保という観点からも認めることはできない。

## 平成29年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

厚生労働省 第2次回答

管理番号

31

提案区分

B 地方に対する規制緩和

提案分野

医療・福祉

提案事項(事項名)

子育て援助活動支援事業(ファミリー・サポート・センター事業)の子どもの預かり場所の見直し

提案団体

高知県

制度の所管・関係府省

厚生労働省

求める措置の具体的内容

子育て援助活動支援事業(ファミリー・サポート・センター事業)の子どもの預かり場所について、自宅以外のセンターが借り上げた施設においても預かりを可能とすること

具体的な支障事例

【支障事例】

ファミリー・サポート・センター事業は原則会員の自宅で預かりを行うものであり、センターが借り上げた施設で子どもの預かりを行う場合は対象外とされている。

しかしながら、当県では、多動性の発達障害があるなど、自宅での預かりが困難である特別な理由があり、センターが借り上げた施設の利用が必要な事例が生じている。

当該ケースでは、子どもが自宅にある物品を破損する可能性が高く、自宅での預かりができない。

【制度改正の必要性】

放課後子ども教室など複数の子どもを預かる他のサービスの場合、多動性の発達障害のある子どもは不穏状態になりやすいため、1:1でサービスを提供するファミリー・サポート・センター事業で預かりを行う必要がある。また、当該自治体には他の受け入れ可能な預かり制度がない。預かりの時間の柔軟性といった観点からも、ファミリー・サポート・センター事業を利用できるようにする必要がある。

会員からは、自宅での預かりに抵抗や不安があるという声があり、地域に開かれた施設での預かりを可能とすることで、子どもの状態にあった場所で預かりを実施することができるとともに、会員の場所の確保の負担が減ることから、ファミリー・サポート・センター事業による預かりを利用・提供しやすくなる。

制度改正による効果（提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等）

ファミリー・サポート・センター事業は、預かりの時間や理由などに対して柔軟に対応できる事業である。

要件を緩和することにより、子どもの預かりの制度の隙間で困っている保護者のニーズを満たすことができるとともに、地域に開かれた場での預かりを行うことで、より地域における支え合いの輪が広がることが期待される。

根拠法令等

児童福祉法第6条の3第14項、児童福祉法施行規則第1条の32の4、子育て援助活動支援事業(ファミリー・サポート・センター事業)実施要綱

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例（主なもの）

盛岡市、ひたちなか市、大阪府、箕面市、加西市、宇美町、新宮町、都城市

○援助会員が少なく、遠方から支援せざるを得ない地域があり、遠方の援助会員の自宅へ連れ帰るのは現実的ではなく、依頼会員の自宅での預かりには抵抗感があるため、当該地域で借り上げた施設での預かりが可能となると、利用が促進される。

○ファミリー・サポートセンター事業は、提供会員の自宅での預かりが原則となっているが、利用会員の中には、自宅での預かりに不安や抵抗があり、利用に繋がらないケースがある。

提供会員においても、自宅を提供することが困難な場合があり、公共施設等での預かりを希望する声が出ている。保護者のニーズは多様化しており、それに柔軟に対応できる体制づくりが必要であり、ファミリーサポートセンター事業においてもより多くの人々が利用しやすいしくみづくりが必要であると考え。預かり場所を公共施設等に柔軟に設定できれば、提供可能な会員が増え、利用会員も安心して預けることができ、会員の増、利用の増に繋がっていくと考える。

○本市のファミリーサポートセンター事業においては、センターが借り上げた施設で子どもの預かりを行う例が、平成28年度実績でおおむね2割程度(602件)となっており、自宅で子どもを預かることに抵抗や不安がある会員の預かり場所として大きな役割を果たしている。センターで借り上げた施設での実施を不可とした場合、減少傾向にある提供会員がさらに減るおそれがある。

○本市においては、援助を行う会員の数が、援助を受ける会員の数の2割に満たない状況であり、援助を行う会員の確保が課題となっている。援助活動に理解及び熱意がある者であっても、自宅の広さや安全性、物品の破損等のトラブル等に不安を覚えて、援助を行う会員となることに躊躇する者が少なくないと認識しているところであり、ファミリー・サポート・センターが借り上げた施設が当該事業の対象となれば、当該不安の解消及び援助を行う会員の確保に資するものと考えられる。また、本市においては、援助を受ける会員から「希望する地域で援助を受けられない」(子どもを預かる場所が原則として援助を行う会員の自宅であるところ、当該地域に援助を行う会員がいない)との苦情を受けることもあり、ファミリー・サポート・センターが借り上げた施設が当該事業の対象となれば、実質的な援助拡大となり、本事業の課題解消の一助ともなると考える。

○現在のところ、本市では自宅での預かりを原則としているが、今後、利用の拡大へ向けて施設を活用した預かりについて検討する必要もあると考えていることから、自宅以外の預りについて柔軟に対応をして欲しい。

○当市でも同様に、依頼会員、協力会員ともに、会員宅での預かりに不安や抵抗を訴える声が多くあります。子どもが協力会員宅の物品を壊したら迷惑がかかると事業利用を断念される方や、子育て家庭の援助活動をしたと考えておられる方が自宅預かりでの不安から登録をやめられることもあり、会員の確保や活動に支障が出ている現状です。現状と会員のニーズを踏まえ、ファミリー・サポート・センター事業の利用促進のため、子どもの預かり場所の見直しの本提案に賛同します。

○平成27年度より事業を開始したが、自宅での預かりに限られた制度のため、預かりを希望する会員は増加傾向であるが、預かる側の会員数が伸び悩んでいる状況にある。伸び悩んでいる要因の一つとして研修受講が負担になることに加え、預かる場所も原則会員自宅となり、支障事例のとおり多動性の児童であれば、自宅預かりに難色を示す会員も予想できる。また、地域における育児の相互援助活動推進及び多様なニーズへの対応を事業目的に掲げており、見直し又は緩和することで事業の目的に資するものと考えられる。

○自宅での1対1で預けることに不安な保護者への対応として、自宅外の預かりを認めることは必要。同事業の今後の利用の拡大を図る上でも預かり場所の制限について緩和が必要。

○多動性の発達障がいがあるケースについて、物損事故及び衝突事故等のリスクが高く、援助会員の受入が進まない。また利用会員もそのことを理由に、利用を遠慮されてしまう。

○こだわりが強く環境の変化に対応が難しい発達障がいを持つケースについて、場所や人に慣れるまで時間がかかり泣き続けたりする場合があります。近所への遠慮等から自宅での預かりが難しいケースが発生している。

○提供会員も依頼会員も預かる場所が提供会員の自宅ということに抵抗があり、なかなか活動が広がらない現状がある。そこで、子育て支援センターなど開かれた場所で預かることにより、会員同士安心して利用・提供することができる。また、1、2度子育て支援センター等で預かることで、提供会員が子どもの特性を理解でき、子どもとの信頼関係もできるため、提供会員の自宅での利用へと繋がっていくことが期待できる。

#### 各府省からの第1次回答

当該事業は、援助を受けたい会員と援助を行いたい会員をマッチングする相互援助活動支援事業であり、預かり場所は原則援助を行う会員の自宅としている。ただし、対象児童に特殊なニーズがある場合など自宅での預かりが困難な場合で、両会員間で合意がある場合は施設での預かりも可能である。ただし、この場合においても、1対1の預かりの原則は守られるべきものであることに留意いただきたい。

#### 各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解



現行の要綱における「ファミリー・サポート・センターが借り上げた施設において子どもの預かりを行う場合は、当該事業の対象外とする」という文言では、ファミリー・サポート・センターが借り上げた施設での預かりを一切禁止していると解釈される。特に活動に慣れない間は、自宅での預かりについて、提供会員や依頼会員から不安の声が多くあがっていることから、公共施設等で預かりを行うことで、会員の不安が解消され、制度の利用が促進されることが期待されるため、公的な場所等(例えば公民館や地域の集いの場)での預かりができることを明示する等、要綱を見直していただきたい。また、対象児童に特殊なニーズがある場合など自宅での預かりが困難な場合で、両会員間で合意がある場合は、常時自宅以外での預かりを行うことになるため、自宅での預かりを原則とすることについても、併せて見直していただきたい。

#### 各府省からの第1次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解

##### 【盛岡市】

厚生労働省見解は「施設での預かりも可能である」としているが、子育て援助活動支援事業(ファミリー・サポート・センター事業)実施要綱の改正により「センターが借り上げた施設で子どもの預かりを行う場合は対象外」となったものである。より保護者が利用しやすいよう、預かり施設を限定せず、センターが借り上げた施設における預かりも事業対象としていただきたい。

##### 【箕面市】

支援児のみならず、新興住宅地などでは援助会員の自宅が遠いため支援できない場合も多くあることから、新興住宅地域内の集会室などをセンターが借り上げ、そこで預かりを行うことで更に支援体制を強化できる。

#### 全国知事会・全国市長会・全国町村会からの意見

##### 【全国市長会】

提案団体の提案の実現に向けて、積極的な検討を求める。

#### 提案募集検討専門部会からの主な再検討の視点(重点事項)

○現行の要綱における「ファミリー・サポート・センターが借り上げた施設において子どもの預かりを行う場合は、当該事業の対象外とする」という文言では、ファミリー・サポート・センターが借り上げた施設での預かりを一切禁止していると解釈されるため、早期に要綱を改正していただきたい。

○活動に慣れない間の自宅での預かりについて、提供会員や依頼会員から不安の声が多く、「自宅での預かりを原則とする」ことについても、見直すべきではないか。

#### 各府省からの第2次回答

現行制度で対応可能となっているが、実施要綱の規定がわかりにくいというご指摘を踏まえ、自宅以外の施設等での預かりについても可能である旨明記する予定。なお、自宅以外は例外措置という現行規定を見直し、児童館等の施設も自宅と並ぶ預かり場所として例示する内容に改正する予定である。実施時期としては、来年度の要綱改正時に他の改正事項と併せて対応することとしたい。

## 平成29年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

厚生労働省 第2次回答

管理番号

89

提案区分

B 地方に対する規制緩和

提案分野

医療・福祉

提案事項(事項名)

子育て援助活動支援事業(ファミリー・サポート・センター事業)の登録人数要件の見直し

提案団体

高知県

制度の所管・関係府省

厚生労働省

求める措置の具体的内容

地方の実情に応じ、会員数 50 人未満の小規模な子育て援助活動支援事業(ファミリー・サポート・センター事業)についても運営が可能な制度とすること

具体的な支障事例

【支障事例】

ファミリー・サポート・センターの運営については、50 人以上の会員が必要とされているが、ニーズがあるにもかかわらず、事業開始時に 50 人の会員を募ることが難しいという声が県内市町村から多数挙げられている。

【現状】

市町村単独で会員数 50 人の要件を満たせない場合、近隣の市町村と合同で事業の実施することができることとされているが、市町村の面積が広く、他の自治体とのアクセスが悪い場合等に、実際に稼働できる提供会員は同一市町村内に限られるため、合同で実施するメリットが乏しく、本県では、平成 16 年に高知市で開設されてから、平成 28 年に佐川町で開設されるまで、県内では実施市町村が 1 市のみという状況が続いていた。

【制度改正の必要性】

ファミリー・サポート・センター事業を実施している高知市の実績を基に、県内の人口が少ない市町村で予測される依頼会員の人数を算出すると、15 人程度であり、実際に活動している依頼会員と提供会員の比率は3:2となっている。

県内では、会員 50 人未満の場合に高知版ファミリー・サポート・センター事業を県単独費用で実施しているが、おおむね 30 人程度登録会員がいれば体制を確保することができると考えている。

昨年度高知版ファミリー・サポート・センターを開設した香南市についても、会員数が 50 人未満でも問題なく会員の依頼に対応し、センターの運営が実施できている。

登録人数要件を見直すことにより、小規模自治体においても、ファミリー・サポート・センターを設置しやすくなり、地域の実情に応じて、子育て世帯の多様なニーズに柔軟に対応できるようになる。

制度改正による効果（提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等）

ファミリー・サポート・センター事業は、預かりの時間や理由などに対して柔軟に対応できる事業であり、子育てしながら働いている方への心強いサポートになるとともに、地域での支え合いが広がることも期待される事業である。

会員要件を緩和することにより、規模の小さな自治体においても、センターを設置しやすくなり、地域の実情に応じて、子育て世帯の多様なニーズに柔軟に対応できるようになることが期待される。

根拠法令等

児童福祉法第6条の3第14項、児童福祉法施行規則第1条の32の4、子育て援助活動支援事業(ファミリー・サポート・センター事業)実施要綱

#### 追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例（主なもの）

福島県、鳥取県、徳島県、佐賀県、宮崎県、沖縄県

○本県は平成27年11月、国の基準である会員数50名以上を満たすセンターの整備が県下全域で完了したが、近隣の市町村による合同実施など、県下24市町村に対して13センターでカバーしている。小規模での実施が可能になれば、多様なニーズによりきめ細かく対応できるようになると考える。

○利用会員50人未満では国庫の補助が受けられないが、広域で実施すると移動距離や移動時間の面から、利用者の不便さが増すという支障が生じる。

○会員数の要件により、国庫補助の対象とならないものの、市単独の事業としてファミリー・サポート・センターと同内容の事業を実施している自治体があることから、自治体の規模等地域の実情に応じた運営には同調する。

○現在は解消されているが、当県においても過去に会員が集まらず、補助を受けられない自治体があった。

○本県においても、3町において会員数が50人未満であり、単町費等で事業を実施しているケースがある。

○本県においても、50人未満の事業を対象とした独自事業を展開しているが、財源の確保に苦慮しており、要件の緩和が望まれる。

○要件が緩和されることにより、近隣市町村との合同実施が困難な離島市町村においても、地域のニーズに応じた事業の実施が可能となり、子育て支援の充実を図ることができる。

○本県内市町村では類似の活動を行っている民間団体があるが、会員数が支障となり、制度実施に至っていない。地域の子育て援助活動の確実な支援のために会員数の規制緩和は重要である。

#### 各府省からの第1次回答

当該事業は、地域において子どもの預かりの援助を行いたい者と援助を受けたい者からなる会員組織を設立して、会員間の相互援助活動を実施するものである。そのため、援助のニーズとニーズに対応できる体制があることを前提に、交付要綱において、会員数区分ごとに基準額を定めており、その下限を会員数50人～99人としているが、まずは実態を把握してまいりたい。

#### 各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解

高知県では、会員数が50人未満の小規模なセンターを「高知版ファミリーサポートセンター」として県単独費用で補助を実施しているところであるが、会員数が50人未満のセンターでも、依頼会員からの依頼に応えられなかったケースはなく、ニーズに対応できている状況にある。地方には民間の子育てサービスが乏しく、サービスの選択肢が少ない。柔軟な子育て支援制度であるファミリーサポートセンターは地方でも必要とされており、早急に検討いただきたい。

#### 各府省からの第1次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解

—

#### 全国知事会・全国市長会・全国町村会からの意見

【全国市長会】  
提案団体の提案の実現に向けて、積極的な検討を求める。

#### 提案募集検討専門部会からの主な再検討の視点（重点事項）

○実態調査の結果を踏まえて、地方自治体の実情に応じた運用ができるよう、弾力的な要件を早期に検討していただきたい。また、検討の具体的なスケジュールについても、明らかにしていただきたい。

#### 各府省からの第2次回答

当該事業全般の実施状況等について平成29年度に調査を行い、結果を基に、登録人数要件に係る適切なあ

り方についての検討に着手する。